

△大和合資會社那須製糸場 栃木縣那須郡西那須野町  
 可禮記工場 (従業員三五五名内女三三〇名 参加者一六  
 名在部女工 期間自三月二日至三月三日) では事業主の  
 方針として職工は毎年度雇傭契約を更新して旧正月は休  
 概して職工は帰郷せしめ 其の際見習工は常々外在部解  
 雇の形式となり 正月休中にも新に契約を為して事業主  
 継続して来りたるが 本年は事業主側の結果、二月八日  
 に職工を拘束せしむる際、職工貯蓄金四千六百四十九円  
 二十五角の拂戻が爲し 更に本年一月分の賃銀概算  
 千二百円を未拂の借付金としてしめたる結果、職工の父兄等